

商品概要説明書

スーパー定期貯金（単利型）

（令和元年10月1日現在適用中）

1. 商品名	・スーパー定期貯金（単利型）
2. ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含みます）
3. 期間	・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	－
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50% ・1年以上3年未満 約定利率×70% (2) 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×40% ・1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ・1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ・2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ・2年6か月以上3年未満 約定利率×80% ・3年以上4年未満 約定利率×90% (3) 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×30% ・1年以上1年6か月未満 約定利率×40% ・1年6か月以上2年未満 約定利率×50% ・2年以上2年6か月未満 約定利率×60% ・2年6か月以上3年未満 約定利率×70% ・3年以上4年未満 約定利率×80% ・4年以上5年未満 約定利率×90% ・中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。
<p>10. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または信用部金融課（電話：0493-23-4984）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁</p>

1 1. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上 記J Aバンク相談所にお申し出ください。）
1 2. その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算 します。